

○千葉大学医学部附属病院感染管理委員会規程

（平成16年4月1日制定）

（設置）

第1条 千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号ロに基づき、院内感染対策のための体制を確保するため、千葉大学医学部附属病院感染管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 院内感染の実態把握のための調査及び点検に関すること。
- 二 院内感染予防対策の立案に関すること。
- 三 院内感染発生時の対策に関すること。
- 四 職員に対する院内感染予防対策の教育に関すること。
- 五 院内感染予防対策マニュアルの作成及び改訂に関すること。
- 六 その他院内感染予防対策に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 病院長
- 二 医療安全管理責任者
- 三 検査部長
- 四 医療安全管理部長
- 五 感染対策責任者
- 六 医薬品安全管理責任者
- 七 医療機器安全管理責任者
- 八 看護部長
- 九 事務部長
- 一〇 医療安全課長
- 一一 運営会議から選出された内科系及び外科系の教員各2名並びに中央診療施設等の教員1名
- 一二 材料部の教員又は看護師1名

一三 臨床栄養部から選出された管理栄養士1名

一四 その他委員会が必要と認めた者

2 前項第11号の委員の任期は就任した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は病院長を、副委員長は医療安全管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（議決）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない理由のある場合は、欠席する委員の指名した者が代理出席することができる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（委員会の開催）

第7条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

（小委員会）

第8条 委員会に、必要事項について調査及び検討をするため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 委員会の事務は、医療安全課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。